

『有料公園施設』

(名称・位置・使用料)

名称		位置	使用料				
			区分	単位	料金		
沼田公園	売店	西倉内町650番地			許可の都度市長が定める。		
運動公園	野球場	碓田町626番地	1面	1時間	330円		
				1時間	330円		
				1時間	220円		
			使用券	一般	1回	440円	
		中学生	1回	220円			
		小学生	1回	110円			
		回数券	一般	11枚つづり	4,400円		
			中学生	11枚つづり	2,200円		
			小学生	11枚つづり	1,100円		
		更衣用ロッカー		1回	100円		
	売店			許可の都度市長が定める。			
利南運動公園	野球場	沼須町407番地	1面	午前9時から正午まで	2,310円		
				午後1時から午後5時まで	3,080円		
				午後5時から午後7時まで	1,540円		
				午前9時から午後5時まで	6,160円		
				放送設備	午前9時から正午まで	660円	
					午後1時から午後5時まで	880円	
					午前9時から午後5時まで	1,760円	
				スコアボード	午前9時から正午まで	660円	
					午後1時から午後5時まで	880円	
					午前9時から午後5時まで	1,760円	
					1面	午前9時から正午まで	1,320円
						正午から午後3時まで	1,320円
				午後3時から午後5時まで	880円		
				午後5時から午後7時まで	880円		
				午後7時から午後9時まで	880円		
			本部室(放送設備)	午前9時から正午まで	660円		
				正午から午後3時まで	660円		
				午後3時から午後5時まで	440円		
			午後5時から午後7時まで	440円			
			午後7時から午後9時まで	440円			
		夜間照明	午後5時から午後7時まで	660円			
			午後7時から午後9時まで	660円			

備考

- 1 市外の者が利用する場合の使用料は、倍額とする。
- 2 満65歳以上又は高校生以下の者が利南運動公園の野球場(放送設備及びスコアボードを除く。)及びテニスコート(本部室(放送設備)及び夜間照明を除く。)を利用する場合における使用料の額は、使用料の2分の1の額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 沼田小学校講堂記念体育館及び沼田武道場を利用する場合は、沼田市社会体育施設設置及び管理条例の定めるところによる。